

第4回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年9月26日(月)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時23分

第4回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第14号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第15号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	鈴 木	好 雄 君
1 番	杉 田	孝 行 君	2 番	岸 田	一 男 君
3 番	池 田	庄 司 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	真 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君

欠席委員 1名

4 番 岡 田 武 君

推進委員

菖蒲10 石 井 松 江 君

事務局

事務局長	渋 谷	修	副主幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼係長	横 山	玲 央
			主 事		

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） 定刻となりましたので、第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席ください。

本日は、岡田委員さんから欠席のご連絡をいただいております。

それでは、初めに、長谷川会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。7番、高橋眞一委員さん、8番、大澤委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、議案書3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過につきまして、2件ご報告いたします。

初めに、8月31日でございます。鷺宮総合支所会議室におきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員研修会を開催いたしました。内容につきましては、農地法や農地パトロールの実施についてでございます。

次に、9月8日でございます。農林水産省主催によります人・農地など関連施策の見直しに係る説明会がオンラインで開催され、村田副主幹が出席いたしました。内容につきましては、農業関係法律の一部改正に伴う運用についてでございます。

報告は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたら、お受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） はい。

◎議案第14号

○会長（長谷川 勲君） それでは、続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号221527番、譲受人は、鷺宮5丁目に本店を置き、平成19年から自動車整備業等を行っている法人と

なります。譲渡人については、江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑2筆、田3筆、合計2,302平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在高柳にある法人から、自動車板金塗装、修理を外注にて依頼を受けておりますが、修理等の車両が月におよそ200台あり、現在営業している場所が常に車両で満杯の状態、ほかの車両を動かす際に困難を来していることから、車両保管場所として新たな土地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221528番、譲受人は加須市に本店を置き、昭和43年から土木建築工事業等を行っている法人となります。譲渡人については、久喜中央3丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田5筆、合計1,306.65平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在加須市にて事業を営んでおりますが、今回加須市で資材置場として使用している現場を売却することに伴い、支社のある久喜市内で代わりの土地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな資材置場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書6ページ、申請書番号221529番、譲受人は本町4丁目在住の方、譲渡人は下早見在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑7筆、合計473平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在単身で市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、現在婚約をしており、今後一緒に生活する上で現在の住まいでは家財道具などで手狭になってしまうことから、譲受人の職場に近い当該申請地へ一戸用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221530番、譲受人は江面在住の方、譲渡人は江面在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、378平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在実家で子供と両親と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の7ページ、申請書番号222512番、譲受人は菖蒲町菖蒲在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆307平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222514番、譲受人は桶川市在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑2筆、合計496平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。し

たがいまして、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の父親が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223517番及び議案書の8ページ、223520番、223521番は、譲受人が同一のため一括してご説明させていただきます。譲受人は、大阪府大阪市中央区に本店を置き、令和3年から太陽光発電事業を行っている法人となります。223517番は、譲受人は松永在住の方ほか4名、土地の表示につきましては、佐間地内の畑4筆、合計3,467平米。223520番は、譲渡人は佐間在住の方ほか1名、土地の表示につきましては、佐間地内の田2筆、合計1,459平米。223521番は、譲渡人は佐間在住の方ほか4名、土地の表示につきましては、佐間地内の田5筆、合計1,622平米でございます。申請の内容は、いずれも所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、いずれも一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の8ページで、申請書番号223519番、譲受人は佐間在住の方ほか1名、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田4筆、合計304.52平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがいまして、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在実家にて両親と共に生活しておりますが、将来子供が生まれたとき、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の父親が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の9ページ、申請書番号223522番、譲受人は高柳に本店を置き、昭和59年から土木建築業等行っている法人となります。譲渡人については、高柳在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑5筆、田3筆、合計3,007平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転及び賃貸借権設定によります資材置場を目的とした敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在久喜市において土木建築業等行っておりますが、今回、市の産業団地整備事業に伴い、譲受人が所有する土地が道路用地として買収され、資材置場のスペースが不足することから、新たな用地として土地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな資材置場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224536番、譲受人は春日部市在住の方、譲渡人は外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、311平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在単身で市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来家族が増えると現在の住まいでは手狭になってしまうため、交通の利便性もよく、譲受人の親類の家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の10ページ、申請書番号224537番、譲受人はさいたま市中央区在住の方ほか1名、譲渡人は羽生市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうため、JRの駅にも比較的近く、譲受人の職場へも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224539番、譲受人は東大輪在住の方、譲渡人は桜田3丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、102平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場敷地のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在自宅である店舗併用住宅にてヘアサロンを営業しておりますが、自家用車と従業員用の車を止めてしまうとお客様用の駐車スペースが十分に確保できないこともあり、不便を来している状態であります。そこで新たな駐車場敷地を探していたところ、当該申請地の地権者の方から同意が得られたことから、当該申請地に新たな駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224540番、譲受人は西大輪4丁目在住の方ほか1名、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上15件、いずれの申請者も設置基準及び資金その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障がない申請内容となっております。農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川鍋委員さん。

○5番（川鍋 優君） 5番、川鍋です。去る21日に小沼委員と現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請書番号221527番、この申請地は、総合運動公園から幹線道路を挟んだ南側の集落に位置しております。現況は畑で休耕地でした。周囲は、北側が河川、東側が住宅、南側が市道、西側が水田となっております。被害防除については、周辺境界部はコンクリートブロックと、そしてフェンスを建てる計画となっております。周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号221528番、申請地は、総合運動公園のグラウンドから北へ100メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で休耕地でした。周囲は北側が市道、東側も市道、南側が畑、西側が市道となっております。被害防除については、この外周を波板で囲み、雨水が外に流出しないようにする計画となっております。周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

申請書番号221529番、この申請地は久喜市役所から南へ300メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地でした。周囲は、北側が市道、東側が水路、南側が畑、西側も畑で、休耕地でした。被害防除については、マウンドアップすることによって周辺の農地への土砂の流出を防止する対策を講じております。また、排水は、合併浄

化槽を設置し、水路に放流する計画となるため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号221530番、申請地は、総合運動公園グラウンドから北へ100メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、きれいに管理がされておりました。周囲は、北側が住宅、東側が畑、南側が市道、西側が住宅となっております。被害防除については、隣地の境界線、それに4段ブロックを設置し、また排水は合併浄化槽を設置して道路側溝へ放流するというふうな計画となっております、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上、この4案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

続いて、菖蒲地区は、大澤委員さん、お願いします。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。9月21日に坂巻委員さんと調査を行いました。申請書番号が222512番になります。目印となる施設、建物からの距離ですが、旧国道125号線の明昌寺より北側になります。荻野歯科クリニックの後ろ側と言ったらいいですかね。周囲の状況ですが、東側、道路、西側、住宅、南は駐車場、北は畑、エダマメが作付してありました。被害防除ですが、東にU字溝があり、浄化槽からのオーバーフロー分をここに流す設計となっておりますので、農地への被害はないと考えられます。

もう一件が、222514番です。目印となる施設、建物からの距離ですが、小林小学校より西へ500メートルの位置になります。周囲の状況ですが、東側、道路、西側は畑、ネギが作付してありました。南側は道路、北側は駐車場となっております。東側と南側にU字溝があり、浄化槽のオーバーフロー分を排水できるので、農地への被害はないと考えられます。

要件の確認を行いました、許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 続いて、栗橋、籠宮さん、お願いします。

○15番（籠宮信寿君） 15番の籠宮でございます。去る9月の22日に11番の高橋委員さんと共に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

報告に当たりまして、3件、申請書番号223517番、223520番、223521番、先ほどの事務局より説明がありましたように、同一の譲受人が同一の目的、申請事業でございます太陽光発電ということで関連がありますので、先にこちらのほうをご報告させていただいた後に、残り2件を報告させていただきたいと思っております。よろしくお願

いします。申請書番号223517番でございます。総会資料7を御覧いただきたいと思っております。佐間堤外の土地4筆、合計3,467平米に太陽光発電の設備を設置をするという案件でございます。申請地は、国道125号線の北側に位置をしております、隣接する1軒の住宅、平屋でございますが、そこを凹凸型に何か囲むような整形地となっております。若干、出来上がったときに景観がどうかというふうな気はするのですが、状況は、そういうふうな状況でございます。周囲は、北側には道路を隔てて2軒の住宅、東側につきましては、市道を挟んで物流センター、南側、西側は休耕地となつてございました。

次に、申請書番号223520番でございます。総会資料の9番を御覧いただきたいと思っております。同じく佐間堤外の土地でございますが、土地2筆、合計面積1,459平米に太陽光発電設備というふうな案件でございます。申請地は、125号線、加須方面から国道4号へ向かう佐間東交差点を過ぎて、オーバーになる右手に位置してございます。周囲は、北側に高架となる国道125号線、東側は田、南側と西側は市道に面してございます。状況としましては、休耕地でござ

いました。次に、申請書番号223521番でございます。総会資料10を御覧いただきたいと思っております。同じく、佐間堤外の土地5

筆でございます。合計面積1,622平米に太陽光発電施設設備の案件でございます。申請地は、当佐間地域でございますが、125号線のカインズホームに入る交差点の南側というふうな集落でございまして、周囲は、西側、北側、東側ともに休耕地、南側は市道に面しております。

次に、申請書番号223519番でございます。こちらにつきましては、総会資料8を御覧いただきたいと思っております。佐間地内の申請地4筆、合計304.52平米につきまして、農家分家住宅を申請理由とした内容でございます。申請地につきましては、市立栗橋西中学校から南東に150メートル弱ぐらいの集落内に位置してございます。周囲は、東側に4メートルの市道に面しており、西側に水路、北側と南側については田に囲まれております。隣地等の境界につきましては、50センチほどのコンクリート擁壁で現在囲われておりました。申請概要には、周囲にコンクリートブロックを新設、また排水には合併処理浄化槽等、雨水対策などの水路に放流計画というふうなことで隣地に影響を及ぼすことはないと思われま。

最後に、申請書番号223522番でございます。あわせまして、総会資料11を御覧いただきたいと思っております。4名の方が所有する土地8筆、合計3,007平米の土地につきまして、資材置場として利用する敷地拡張の案件でございます。申請地は、県道さいたま栗橋線とJR宇都宮線の間に、集落に位置してございまして、現在資材置場として使用している土地が、先ほど説明のありました埼玉県地域整備事業による産業団地、久喜市のほうでも産業団地の整備計画内に位置づけられたことによりまして、会社の自社が、譲受人が営んでございます会社の隣接地に移転するというふうな内容でございます。周囲は、こちらにつきましては、南側に市道、西側に市道ということで囲われたところに譲受人が営む会社の事務所並びに自宅、また数軒の住宅に囲まれてございます。現状は、休耕地となつてございました。

以上5件の申請地等につきましては、申請内容や現況の状況から許可相当であると判断をいたしましたところでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 続いて、鷲宮地区。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋です。9月22日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号224536番、申請地は宅地の申請となっており、特養ホーム久喜ことぶき苑から北西に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、西側に宅地で、そのほか市道に面しております。資料12番と地図には記載がないのですが、申請地の南西側に南東と並行に市道が引かれている状況となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続いて、申請書番号224537番、申請地は宅地の申請となっております。西大輪の交差点から北西に約200メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が市道、東側が宅地、南側が畑、西側が宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続いて、申請書番号224539番、申請地は雑種地の申請となっており、東鷲宮中学校から南に約300メートルの住宅内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が宅地、南側が市道、西側が市道となっており、被害防除については、周囲にフェンスが設置しており、周囲の周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号224540番、申請地は宅地の申請となっており、成立学園鷲宮グラウンドから東南に約500メートルの住宅内に位置しております。周囲は、南側が市道で、そのほか宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については合併浄化槽を設置し、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、4案件について申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員さんからの調査報告についての質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第15号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第15号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第15号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書12ページになります。今月は13件の申出を受けておまして、うち新規案件7件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。

申請書番号の菖蒲の74番、75番及び栗橋の7番から11番まで、利用権を設定する農地が菖蒲町上大崎ほか市内の田10筆、合計1万8,086平米でございます。借手が行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手が菖蒲町菖蒲ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権については、使用貸借権の設定、水稲作付6年間ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて21筆、合計2万7,298平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

今月の新規案件のものが農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付のみとなりましたので、報告は終了します。

それでは、今月の案件について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第15号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第16号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第16号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第16号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の14ページになります。

初めに、菖蒲の23番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の田1筆、4,350平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計2,487アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料が反当たり6,300円となっております。

続きまして、菖蒲の24番、設定を受ける農地が菖蒲町上大崎地内の田2筆、合計1,820平米でございます。借手の方が、菖蒲町小林に事務所を置く法人で現在水稲及び野菜を合計2,421アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が使用貸借権の設定、水稲作付6年間となっております。

続きまして、栗橋2番、設定を受ける農地が狐塚ほか地内の田6筆、合計1万904平米でございます。借手の方が新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計1,731アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋3番、設定を受ける農地が佐間地内の田1筆、1,012平米でございます。借手の方が新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計1,476アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定を受ける権利が賃貸借権の設定で、水稲作付6年1か月間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第16号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。議案書の16ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は2件、農地法第4条の届出を受理しています。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の18ページから21ページまでになります。農地法第5条の届出でございます。今月は10件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出でございます。

続きまして、議案書23ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月1件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の25ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は

1件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、特定生産緑地地区指定について、意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、先日の総会資料と一緒に皆様のほうにもお配りさせていただいておりますA4のコピーのもので、表側に特定生産緑地地区指定について（協議）と書かれているものです。御覧いただきたいと思っております。

生産緑地というのが市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、500平米以上の一団の農地を都市計画に定め、建築行為等を規制し、都市農地の計画的な保全を図るものであって、農地等として管理し続けることで、市街化区域の農地が、通常宅地並みに課税されるものに対して、生産緑地については軽減措置が講じられているというものになります。今回、生産緑地の決定後30年を経過すると市に買取りを求めることになるのですが、特定生産緑地として今回指定することで、その期日を10年間延期して、税制措置も延長されるという措置があり、今回、市の公園緑地課から特定生産緑地としてふさわしいかどうか農業委員会に意見を求められているものでございます。

資料の2ページ目と3ページ目が特定生産緑地地区指定予定地一覧表となっております、今回22地区の申請が提出されております。こちらについて、事務局のほうで先日、現場のほうを確認させていただきましたところ、農地等として水稻や、畑、野菜が作付されており、また、一部雑草が繁茂している状態のところもございましたけれども、引き続き特定生産緑地として支障がないものと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 1つ教えてもらいたいのですが、この生産緑地は久喜地区だけなのですね。ほかはないのですね。それだけなのです。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） まず、当時、特定生産緑地、生産緑地に該当するのが三大都市圏の該当するところと、いうところで、恐らく旧の栗橋町とか鷲宮町とか菖蒲町というのは、それに該当しなかったところがありますので、旧久喜市の生産緑地だけが30年経過するところになります。

○2番（岸田一男君） 首都圏近郊整備施策。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうですね、はい。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほか質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、農業委員会に意見を求められている特定生産緑地地区指定について、雑草が繁茂している部分については公園緑地課にちゃんと指導するというので、現在農地として管理されていることから、支障なしの件で回答したいと思います。

支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定した事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時23分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年9月26日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 高 橋 眞 一

署 名 委 員 大 澤 一 樹